(3)　(2)(c)、(2)(d)及び(2)(f)に定める配置については、適当な場合には、次の横方向の位置が認められる。
(i)　船体中心線上若しくはそれに近い位置又は船体中心線上若しくはそれに近い位置のハッチ上
(ii)　船舶の両側
(iii)　いずれかの位置に取り付けるための用意がある場合の船舶の片側
(iv)　船舶の片側
(v)　できる限り船体中心線に近いハッチの両側
(4)　(a)　ワイヤ・ロープを取り付ける場合には、その張りを確保するためにターンバックルを備えるものとする。
(b)　船舶の通常の作業において必要な場合には、ガード・レールに代えて鋼のワイヤ・ロープを認めることができる。
(c)　船舶の通常の作業において必要な場合には、ガード・レールに代えて二の固定された支柱の間に取り付けた鎖を認めることができる。
(d)　支柱が取り付けられる場合には、三の支柱ごとにブラケット又はステーによって支持するものとする。
(e)　取り外し可能な又はヒンジで取り付けた支柱は、直立の位置で施錠することができるものでなければならない。
(f)　管系その他の常設の取付け物のような障害物の上を通る通行手段を備えなければならない。原則として、歩路又は甲板高さにある通路の幅は、一・五メートルを超えるべきではない。
(g)　長さ百メートル未満のタンカーについては、(2)(e)又は(2)(f)の規定に従って取り付ける歩路プラットホーム又は甲板高さにある通路の最小幅は、それぞれ、〇・六メートルまで減ずることができる。
(5)

第二十六規則　A型船舶に関する指定の特別条件

(機関区域ケーシング)
(1)　第二十七規則に定義するA型船舶の機関区域ケーシングは、次に掲げる一の装置によって保護しなければならない。
(a)　少なくとも標準の高さの閉囲された船尾楼又は船橋楼
(b)　(a)と同じ高さ及び同等の強さを有する甲板室
(2)　もっとも、フリーボード甲板から機関区域へ直接通ずる開口がない場合には、機関区域ケーシングを暴露させることができる。この場合において、鋼その他これと同等の材料の第二の風雨密の戸によって機関室への階段から隔てられ、かつ、ケーシングと同様に堅固に造られている場所又は通路に通ずる戸で、第十二規則の要件に適合するものを機関区域ケーシングに設けることを認めることができる。
(歩路及び通路)
(3)　A型船舶には、その中央部に船橋楼又は甲板室があるときは、これらと船尾楼との間に、第二十五―一規則の規定に基づいて造られた縦通の常設歩路を船楼甲板の高さに設けなければならない。第二十五―一規則(2)(a)に定める装置は、歩路の目的を果たすための同等の通路装置とみなされる。
(4)　分離した船員居住区域の間及び船員居住区域と機関区域との間には、歩路の平面から安全な通路を利用することができなければならない。
(ハッチ)
(5)　A型船舶のフリーボード甲板、船首楼甲板及び膨張トランクの上の暴露したハッチは、鋼その他これと同等の材料の効果的な水密ぶたを備えなければならない。
(放水設備)
(6)　ブルワークを有するA型船舶は、暴露甲板の暴露部の長さの少なくとも半分についてオープン・レール又は他の有効な放水設備を備えなければならない。ブルワークの全区域の三十三パーセントの面積の放水口は、ブルワークの低い位置にある場合は、当該放水口を同等の放水設備として認めることができる。舷側厚板の上縁は、実行可能な限り低くしなければならない。
(7)　船楼がトランクによって連結されている場所では、そのフリーボード甲板の暴露部の全長についてオープン・レールを備えなければならない。

第三章　フリーボード

第二十七規則　船舶の型式

(1)　フリーボードの計算上、船舶をA型及びB型に分類する。
(A型船舶)
(2)　A型船舶とは、次の要件に適合するものをいう。
(a)　ばら積みの液体貨物のみを運送するように設計されていること。
(b)　暴露甲板が高度の保全性を有し、及び暴露甲板上の出入口が貨物区画室に通ずる鋼又はこれと同等の材料のガスケット付き水密ぶたによって閉鎖される小さな出入口のみであること。
(c)　積載中の貨物区画室が低い浸水率を有すること。
(3)　長さ百五十メートルを超えるA型船舶であって当該船舶をB型とする場合よりも小さいフリーボードが指定されるものは、(11)の要件に従って積載するときに、(12)に規定する損傷の仮定の下で、浸水率を〇・九五と想定し、いずれの一又は二以上の区画室の浸水にも耐えて、(13)に規定する満足すべき平衡状態で浮かんでいることができなければならない。このような船舶にあっては、機関区域を浸水率〇・八五の可浸区画室として取り扱うものとする。
(4)　A型船舶に対しては、表28.1に基づくフリーボードより小さくないフリーボードを指定しなければならない。
(B型船舶)
(5)　(2)及び(3)のA型船舶に関する規定に該当しない全ての船舶は、B型船舶とする。
(6)　第十五規則(6)を除く。)の要件に適合すると主管庁が認めるハッチ・カバー又は第十六規則(6)の規定に基づき認められる締付け装置を備えたハッチが第一位置にあるB型船舶に対しては、表28.2の値に表27.1の値を加えた値に基づいてフリーボードを指定しなければならない。
第十五規則(6)を除く。)の規定に適合するハッチ・カバーを有するB型船舶に関する表定フリーボードの増加

船の長さ（メートル）	フリーボードの増加（ミリメートル）			
108以下	50	120	84	
109	52	121	87	
110	55	122	91	
111	57	123	95	
112	59	124	99	
113	62	125	103	
114	64	126	108	
115	68	127	112	
116	70	129	121	
117	73	130	126	
118	76	131	131	
119	80	132	136	
		133	142	